|  |
| --- |
| 登園許可証明書ひびきのそら保育園　園長様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　園児氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　病名【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】年　　月　　日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能とします。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医療機関　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医師名　　　　　　　　　　　　　印又はサイン |

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いします。感染力のある時期に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育生活において可能な状態となってからの登園であるようにご配慮ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 感染症名 | 登園のめやす |
| 麻しん（はしか） | 解熱後3日を経過してから |
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（乳児・幼児にあたっては、3日を経過するまで） |
| 風しん | 発疹が消失してから |
| 水痘（水ぼうそう） | すべての発疹が痂皮化してから |
| 流行性耳下腺炎（おたふく風邪） | 耳下腺・顎下腺・舌下腺の拡張が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで |
| 溶連菌感染症 | 抗菌薬内服後24時間～48時間経過していること |
| 咽頭結膜熱（アデノウイルス） | 主な症状が消え2日経過してから |
| 百日咳 | 抗菌薬による治療を終了するまで、または特有の咳が消失するまで |
| マイコプラズマ肺炎 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| 手足口病 | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染病紅斑（リンゴ病） | 医師により感染の恐れがないと認められるまで |
| ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ等） | 嘔吐・下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること医師により感染の恐れがないと認められるまで |
| ヘルパンギーナ | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RSウイルス（ヒトメタニューモウイルス） | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| 帯状疱疹 | 全ての発しんが痂皮化してから |
| 突発性発しん | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと |
| 流行性角結膜炎（はやり目） | 感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26・O111） | 症状が始まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回検便によっていずれも菌陰性が確認されてから |